

## CELOS Club (DMG MORI 接続サービス) 利用規程

### 1. 目的・適用範囲・適用対象

- 1.1. 本サービス利用規程（以下「本規程」といいます）は、DMG 森精機株式会社（以下「DMG 森精機」といいます）が販売する工作機械に標準で装備されるサービスである CELOS Club (DMG MORI 接続サービス)（以下「本サービス」といいます）を法人、個人、または団体（以下「お客様」といいます）がご利用になる際に遵守いただく事項、及びお客様と DMG 森精機との間の権利義務関係が定められております。
- 1.2. お客様は、納品仕様書または製作仕様書に署名、捺印することで本規程に同意されたものとみなされます。またお客様は、本規程の変更を通知された後に本サービスの利用を継続することにより、変更後の本規程に同意されたものとします。お客様は、本規程に従い本サービスを利用するものとします。
- 1.3. 本サービスに関して、本規程とは別に「利用規約」、「ガイドライン」、「ポリシー」等の名称で DMG 森精機、または本サービスの提供に関わる第三者が配布又はウェブサイト上に掲載している文書（以下「個別利用規約」といいます。）がある場合、お客様は、本規程のほか個別利用規約の定めにも従って本サービスを利用しなければなりません。
- 1.4. 個別利用規約と本規程とで矛盾する内容が定められている場合、契約期間を除き矛盾する箇所に関し、個別利用規約の内容が優先して適用されます。

### 2. 本サービスの対象とその提供内容

- 2.1. 本サービスは、DMG 森精機製工作機械のうち、本サービスの標準装備対象とされた機械（以下、対象機といいます。）に提供されます。
- 2.2. 本サービスの内容は以下の通りとし、対象機の検収日から3年間提供します。
  - (1) 機械操作盤ソフトウェア CELOS/MAPPS のバージョンアップの提供。ただし、対象機のうち、CELOS/MAPPS ソフトウェアを搭載している機種に限り提供します。
  - (2) 対象機の稼働率レポートの月次配信。ただし、お客様の要望により、配信を停止することができます。配信の停止中は、本サービスの追加オプション稼働状況閲覧サービスである DMG MORI Messenger IE（以下、「Messenger」といいます）を利用することはできず、また、Messenger を購入することもできません。
  - (3) DMG 森精機 修理復旧センタによる遠隔サポートの提供 (NET SERVICE)。お客様の了承を得たうえで、お客様の機械操作盤と DMG 森精機 修理復旧センタとを接続し、操作画面を確認することでトラブルの原因を診断します。
  - (4) オンラインによる対象機に関する情報提供やソフトウェアアップデートの提供。これらは DMG 森精機が定めるウェブサイトより提供されます。
  - (5) 本サービスに追加することができる有償サービスの提供。
- 2.3. DMG 森精機は、本サービスの業務の全部又は一部を、第三者（以下、「受託者」といいます）に委託することができるものとし、お客様はこれにあらかじめ同意するものとします。

### 3. オプションサービスの購入

- 3.1. お客様は、所定の申込み方法により、本サービスを対象とするオプションサービス（以下、オプションといいます）を対象期の購入と同時に、または事後的に購入することができます。
- 3.2. 前項のオプションの個別利用規約がある場合、その中で契約期間が定められていたとしても、また定められていない場合でも、各オプションは本サービスの契約期間のみ利用することができるものとします。
- 3.3. ただし、オプションの一つである CELOS Club プラチナ（以下、プラチナサービスといいます）においては、お客様が以下の条件に同意する場合においてのみ、購入することができるものとします。プラチナサービスは、対象機の保証期間を検収日より5年間に延長および6カ月毎の定期点検の提供するものです。
  - (1) 対象機、ならびに本サービスと同時に購入すること
  - (2) 本サービスの契約期間が5年間となること
  - (3) 2.2.(2)で定める月次稼働レポートの配信を停止しないこと
  - (4) プラチナサービスは、対象機本体に加え、DMG 森精機から販売された周辺機器（納入仕様書または製作仕様書に記載された周辺機器に限り提供します。また、消耗品、NC装置を除きます）に対して適用されること
  - (5) 定期点検は、土曜日、日曜日、祝日及びDMG 森精機が定める休業日を除く平日のみに実施されること
  - (6) 別途定める代金の一部金額を前受金として支払うこと

### 4. お客様の情報等の取り扱いについて

- 4.1. 本サービスでは、お客様の機械の使用状況、アラーム情報、および設定画面で登録されているお客様の情報（以下、「稼働情報」といいます）などを携帯電話回線を用いて DMG 森精機が管理する専用コンピュータ（サーバ）と通信し、情報の一部を蓄積します。
- 4.2. お客様は、DMG 森精機またはその関連会社が、工作機械製品サポートサービスの一環として、お客様の機械における稼働情報を収集し、これを使用することに同意されたものとします。DMG 森精機またはその関連会社は、これらの情報を製品の改良や保守サービス等を目的として利用し、またはこれらの情報をお客様が特定されないようにして開示することがあります。なお、事前に承諾を得ることなくお客様の会社名等を公表することはありません。
- 4.3. DMG 森精機は、本サービスの提供の伴い個人情報を取得する場合には、DMG 森精機の「個人情報保護方針」(<https://www.dmgmori.co.jp/privacy/>)に従って、取り扱うものとします。
- 4.4. DMG 森精機は、本サービスのサポートを目的として、その子会社または関連会社に対して前項の個人情報を提供することがあります。それらの子会社または関連会社は、当該個人情報を DMG 森精機の「個人情報保護方針」(<https://www.dmgmori.co.jp/privacy/>)に従って、取り扱うものとします。
- 4.5. DMG 森精機は、製品/サービスの共同での開発、または開発の委託を目的として、4.1項での蓄積された稼働情報を第三者に提供することがあります。

### 5. 本サービスの契約期間

- 5.1. 本サービスに関するお客様と DMG 森精機との契約期間は、対象機の検収日から3年間とします。
- 5.2. 2.2で定められている各サービス（以下、「各サービス」といいます）の個別利用規約がある場合、その中で契約期間または利用期間が定められていたとしても、また定められていない場合でも、各サービスは前項に定める本サービスの契約期間のみ利用することができるものとします。

### 6. 本サービスの事後追加

- 6.1. お客様が保有する DMG 森精機工作機械が本サービスの対象機である場合、本サービスを事後的に追加することができます。

- 6.2. 本サービスを事後的に追加した場合、その契約期間は本サービスに必要なハードウェアやソフトウェアが追加された日から3年間とします。
- 6.3. 6.1によりお客様の対象機に、本サービスを追加する場合、必要な機器の設置、通信機器等の追加に掛かる費用はお客様の負担とします。
7. 本サービスの更新
- 7.1. お客様は、契約期間終了後も継続して本サービスを利用する場合、契約期間終了日の1カ月前までに、本サービスの継続のための所定の手続きを行うものとします。継続の手続きを行い、本サービスの利用を続けることで、お客様は本規程のすべてに同意したものとみなされます。
- 7.2. お客様は、定められた更新料金をDMG森精機所定の方法で支払い、DMG森精機がその支払いを確認することにより、本サービス継続の手続きが完了します。DMG森精機は、お客様からの支払いを確認後、直ちにお客様が継続して利用することができるようにします。
- 7.3. 本サービスを更新した場合の更新後の契約開始日は、前契約期間終了日の翌日とします。お客様の都合により、前契約期間終了日までに所定の継続手続きが完了しない場合においても、更新後の契約開始日は前契約期間終了日の翌日とします。
- 7.4. お客様は、本サービスの契約期間終了後であっても、本サービスを購入し再び利用することができます。但し、前契約期間終了日から再度の契約開始日までの間、本サービスの提供はされません。
8. 本規程の変更
- 8.1. DMG森精機は、変更がお客様の一般の利益に適合するとき、又は変更が本規程に基づく契約の目的に反せず、かつ変更の係る事情に照らして合理的なものであるときには、お客様の承諾を得ることなく、本規程を変更することができるものとします。ただし、本規程のうち、2.2項で定めるサービス内容については、事業運営上やむを得ない場合に限り、お客様に対し事前の通知をいたううえでその全部又は一部を変更、追加、廃止できるものとします。
- 8.2. 前項により本規程を変更する場合は、変更前に、あらかじめ変更日を定めううえで、変更後の規約をDMG森精機が定めるウェブサイトへの掲載、電子メールの送信、ファクシミリ送信、または郵送によりお客様へ通知するものとします。
- 8.3. 8.1項により変更された規程の効果は、8.2項により定めた変更日より生じるものとします。
9. 本サービス担当者情報の登録
- 9.1. お客様は、本サービスの利用にあたり、所定の手続きにより、本サービスに関する連絡、通知のための担当者を登録する必要があります。担当者情報として、氏名、住所、部署名、電話番号、電子メールアドレスを登録します。
- 9.2. 担当者情報のすべてが登録されていない場合、本サービスが利用できなくなる場合があります。
- 9.3. お客様が対象機を発注時にDMG森精機が定めるウェブサイトに登録したお客様情報（以下、「お客様情報」といいます）が担当者情報として登録されます。対象機の所有者または利用者と同一法人、団体に属し、実際に本サービスに関する連絡や通知を受け取る方を担当者として登録することができます。
- 9.4. お客様情報または担当者情報に変更があった場合、すみやかにDMG森精機または受託者に届け出るものとします。利用者情報または担当者情報の変更の届出がないために、DMG森精機または受託者からの通知、その他が遅延し、または不着、不履行であった場合、DMG森精機または受託者はその責任を負わないものとします。
10. 権利義務の譲渡禁止
- お客様は、本規程に基づく地位、権利及び義務の全部または一部を、第三者に譲渡し、承継させ、または担保に供することはできません。
11. 譲渡・廃棄
- 11.1. お客様が対象機を譲渡または廃棄した場合、次の各号に従うものとします。
- （1） お客様は、当該対象機について本サービスを受けることはできないものとします。
  - （2） DMG森精機は、当該対象機に関わるサービス利用料の払い戻しは一切行わないものとします。
  - （3） お客様は、お客様が所有または使用する他の対象機に対して、本サービスを利用する権限等を移転することはできないものとします。
  - （4） お客様は、対象機の譲渡または廃棄について、速やかにDMG森精機に通知するものとします。
12. 権利の帰属
- 12.1. 本サービスを構成するコンテンツ（文字、映像、画像、音声、イラスト、デザイン、商標、ロゴマーク、その他情報を指し、以下「本コンテンツ」といいます。）に関する一切の権利（著作権、著作隣接権、商標権、意匠権等の他知的財産権及びその他一切の権利）は、DMG森精機又はDMG森精機に利用許諾した第三者に帰属します。
- 12.2. お客様は、本コンテンツについて、DMG森精機又は第三者の権利を侵害する一切の行為をしてはならないものとします。
13. 免責
- 13.1. DMG森精機は次の場合には、お客様に事前に通知することなく、本サービスを一時的に中断、または停止することがあります。
- （1） システム等の保守を緊急に行う場合
  - （2） 火災、停電等により本サービスの提供ができなくなった場合。
  - （3） 地震、噴火、洪水、津波等の天災により本サービスの提供ができなくなった場合。
  - （4） 戦争、動乱、暴動、騒乱、労働争議等により本サービスの提供ができなくなった場合。
  - （5） その他、運用上又は技術上DMG森精機がサービスの中断が必要と判断した場合。
- 13.2. DMG森精機は、前項各号のいずれかにより本サービスの全部又は一部の提供が遅延又は中断が発生しても、これに起因するお客様の損害について一切責任を負いません。
14. 損害賠償
- 14.1. 本サービスの利用に際してお客様または第三者が被った損害については、その原因がDMG森精機の故意または重過失による場合を除き、DMG森精機はいかなる責任も負いません。
- 14.2. 前項により、DMG森精機が賠償責任を負う場合、賠償額の上限は、本サービスの購入金額を上限とします。
15. 秘密保持
- お客様は、DMG森精機の秘密情報（その開示方法にかかわらず、DMG森精機が開示の際に秘密である旨を明示したものをいいます。）を秘密として保持するものとし、法令により開示が義務付けられる場合を除き、DMG森精機の書面による承諾なくDMG森精機の秘密情報を第三者に開示又は漏洩してはならないものとします。

本規程は2020年1月1日から発効します。

最新の規程については、<https://www.dmgmori.co.jp/sp/cehos/manual/regulation.html> をご参照ください。